

## 手配旅行 条件書

ご旅行をお申し込みいただく前に、旅行条件書を必ずご一読ください。旅行条件書は印刷又は保存の上、保管していただけますようお願い致します。  
※早期割引航空券等の発券制限の設けられている航空券に関しては弊社規定と異なる場合がございます。  
※航空券発券(購入)後の取消・変更には出発日に関わらず、手数料が発生いたします。  
※航空券の変更料・取消料は別紙をご査収ください。

\*\*\*\*\*  
この書面は、旅行業第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

### 1. 手配旅行契約

- (1) この旅行は、株式会社シーエフジージャパン(以下、「当社」といいます。)が手配する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と手配旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
- (2) 旅行契約とは、当社がお客様の委託により、お客様のために代理、媒介または取次をすることなどにより、お客様が運送・宿泊機関などの提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることができるように、手配することを引き受ける契約をいいます。
- (3) 旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書、当社旅行業約款手配旅行契約の部(以下「当社約款」といいます)によります。
- (4) 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了いたします。従って、運送・宿泊機関などの間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合です、当社がその義務を果たしたときには、当社所定の旅行業務取扱料金(以下「取扱料金」といいます。)をお支払いいただきます。
- (5) この旅行条件に定めのない事項については、別途お渡しする航空券、フェリーチケット、ホテルパウチャーなど各種クーポン券に記載するほか、当社旅行業約款(手配旅行契約の部)によります。

### 2. 旅行のお申込と契約の成立時期

- (1) 当社はおお客様のご希望による航空券・宿泊券・ホテル券等の手配旅行は所定の申込書及び電話・電子メール・ファクシミリ等の通信手段による旅行契約の予約の申込みを受け付けます。当社が書面にて受理し、申込金もしくは旅行代金の入金又は予約文書・内容条件を当社が確認し、返信・回答させて頂いた時点で契約が成立するものとします。
- (2) 請求書に従って所定の期日までに申込金30,000円もしくは旅行代金の全額をお支払い下さい。申込金は旅行代金もしくは取消料の一部に充当します。万が一期日までにご入金をいただけない場合には、ご予約を取り消させていただくこともあります。ピーク時期(4/25~5/6,7/20~8/31,12/20~1/7)にご出発のお客様は一人様につき30,000円以上全額までとさせていただきます。ただし、PEX 航空券など各種割引航空券で発券期限付き事前購入型割引航空券など発券期限のある航空券、宿泊クーポンなどの場合には別途当社が指定する期日までに全額をお支払いいただきます。旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領した時に成立します。
- (3) また旅行開始日の前日より起算して14日前にお申込の場合は、お申込時点または当社が指定する期日までに支払いただきます
- (4) 上記(1)の規定にかかわらず、次の場合は申込金のお支払いを受けることなく、旅行契約は成立します。
  - ① お申込金の支払いを受けることなく、契約を締結する旨の書面を交付した場合
  - ② 団体の契約において契約責任者に申込金のお支払いを受けることなく手配旅行契約の締結を承諾する旨を記載したお渡しした場合、当社が当該書面を交付した時に契約は成立いたします。
  - ③ 旅行出発日までに旅行代金と引き換えに当該旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面(E チケット、ホテルパウチャーなどを含む)をお渡しする場合。(当社が契約の締結を口頭で承諾した時点で契約成立となります。)

### 3. 申込条件

- (1) お申込時点で20歳未満の方は、保護者の同意書が必要です。
- (2) 旅行開始時点で15歳未満の方は、保護者の同行、成年の責任者の出発までの付き添いや現地到着空港への出迎えなどが必要となる場合があります。
- (3) 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損っていらっしゃる方、妊娠中の方、身体に障害をお持ちの方は、その旨旅行のお申込時にお申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲で応じますが、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様のご負担となります。また医師の健康診断書を提出していただく場合もありますが、運送・宿泊期間などの判断によりお申込をお断りさせていただく場合もあります。
- (4) その他当社の業務上の都合によりお申込をお断りする場合があります。

### 4. 旅行代金のお支払い

- (1) 旅行代金とは、当社が旅行サービスを手配するために、運送・宿泊機関などに対して支払う費用および当社所定の取扱料金をいいます。
- (2) 旅行代金は、請求書に記載した期日までに支払いただきます。
- (3) 当社は旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改定、為替相場の変更、およびその他の理由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。

### 5. 空港諸税・航空保険料・燃油サーチャージ等のお支払い

- (1) 航空券発券時に徴収となります空港諸税、空港施設使用料、航空保険料、燃油サーチャージは旅行代金には含まれておりません。旅行契約成立時点において確定した金額の日本円換算額を別途お支払いいただきます。なお徴収額は、ご利用いただく航空券運賃の大人・子供種別に準じます。
- (2) 日本円換算額は旅行契約の成立時点で確定し、それ以降の為替相場の変動による追加徴収、返金は致しません。ただし、航空券発券時に燃油サーチャージ等の新設や増額、減額された場合には追加徴収、返金させていただきます。
- (3) 燃油サーチャージの値上げを理由とした解除の場合は所定の取消料を申し受けます。

## 6. 契約内容の変更

- (1) お客様が、旅行日程・旅行サービスの内容その他の旅行契約内容の変更を求めてきた場合、当社は可能な限りその求めに応じます。
- (2) お客様の求めにより契約内容を変更する場合、すでに完了した手配を取り消すために運送・宿泊機関等に対して支払うべき取消料・違約料その他手配変更する費用は、お客様の負担とさせていただきます。
- (3) 上記変更に必要な費用とは別に、変更手続きをすることの対価として当社所定の変更料をお支払いいただきます。

※変更・取消についての規定及び変更料・取消料については、お申込の旅行サービス(航空券の種類等)により異なります。別紙にてご確認ください。

## 7. 契約の解除

### (1) お客様による任意解除

お客様は下記費用をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部または一部を解除することができます。ただし、契約解除のお申出は、お申込みいただいた営業所の営業時間内にお受けします。お申込みいただいた営業所の営業日、営業時間はお客様ご自身でもご確認ください。(お申し出日より取消料の額に差が生じることもあります。お申込み営業所の営業日、営業時間、連絡先等はおお客様自身でご確認ください。)

- ① お客様が提供を受けた旅行サービスの費用
- ② お客様がまだ提供を受けていない旅行サービスに係わる取消料・違約料として運送・宿泊機関等に対してすでに支払い、これから支払う費用
- ③ 当社所定の取消料金

### (2) お客様の責に帰すべき事由による解除

当社は、お客様が所定の期日までに旅行代金をお支払いされないときは、旅行契約を解除することがあります。また、お客様がクレジットカードによるお支払いを希望されながら、与信などの理由によりクレジットカードによるお支払いが出来なくなった場合、当社は旅行契約を解除することがあります。この場合、下記費用はお客様の負担とさせていただきます。

- ① お客様が提供を受けた旅行サービスの費用
- ② お客様がまだ提供を受けていない旅行サービスに係わる取消料・違約料として運送・宿泊機関等に対してすでに支払い、これから支払う費用
- ③ 当社所定の取消料金

### (3) 当社の責に帰すべき事由による解除

① 当社の責任により旅行サービスの手配が不可能となったときは、お客様は旅行契約を解除することができます。この場合当社は、旅行代金からお客様がすでにその提供を受けた旅行サービスの対価として、運送・宿泊機関等に対してすでに支払い、またはこれから支払わなければならない費用を控除した残金をお客様に払い戻します。

※変更・取消についての規定及び変更料・取消料については、お申込の旅行サービス(航空券の種類等)により異なります。別紙にてご確認ください。

## 8. 団体・グループ契約

- (1) 当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者(以下「契約責任者」といいます。)を定めて申し込んだ手配旅行契約の締結については、本項の規定を適用します。
- (2) 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者(以下「構成者」といいます。)の手配旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに関する取引は、当該契約責任者との間で行います。
- (3) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出していただきます。
- (4) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務または義務については、何らかの責任を負うものではありません。
- (5) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後において、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (6) 当社は、契約責任者から構成者変更のお申し出があった場合可能な限りこれに応じますが、変更によって生じる旅行代金の増加及び変更に必要な費用は、構成者に帰属するものとします。

## 9. 当社の責任

- (1) 当社の責任の範囲は第1項「手配旅行契約」に記載した手配行為に限定されます。
- (2) 当社は旅行契約の履行にあたって、当社または当社が手配の全部または一部を代行させて者(以下「手配代行者」といいます。)が故意または過失によりお客様に損害を与えたことは、その損害を賠償いたします。(損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に、限らせていただきます。)
- (3) 手荷物について生じた損害については、損害発生の翌日から起算して、国内旅行にあつては14日以内に、海外旅行にあつては21日以内に当社に対して通知があった場合に限り、旅行者お一人様15万円を限定(当社に故意または重大な過失がある場合を除きます)として賠償いたします。
- (4) 免責事項

お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他の当社または当社の手配代行者の関与し得ない事由(以下に例示)により損害を被ったとき、当社は、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

- ① 天災地変、戦乱、暴動、航空機の遅延・ストライキ等により出発便が取消され、または旅行日程が変更された場合
- ② 航空会社の過剰予約受付(オーバーブッキング)により予約を取消され、または搭乗を拒否された場合
- ③ お客様がご出発(帰路便)の72時間前までに予約の再確認(リコンフォーム)及び出発時間の確認を怠ったため、予約を取消され、航空券が無効になった場合
- ④ お客様が集合時間あるいはチェックイン時間に遅れ搭乗手続きができなかった場合、もしくは搭乗手続き後に予定便に搭乗できなかった場合
- ⑤ お客様が航空券等の紛失または盗難に遭った場合
- ⑥ 旅券(パスポート)の残存有効期間の不足および査証(ビザ)の不備の為、日本及び各国の出入国管理法により、搭乗、出入国ができない場合
- ⑦ パスポート記載の名前と航空券記載の名前が違い搭乗を拒否された場合
- ⑧ お客様のご都合または乗り遅れにてご予約された予定便に搭乗されず、以降の予約が取消され航空券が無効になった場合

## 10. お客様の責任

- (1) お客様からの故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様は当社と旅行契約を締結するに際して、当社から提供された情報を活用し、お客様自身の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行会社後において契約書面記載の旅行サービスを円滑に受領するため、契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識されたときは、旅行地において速やかにその旨と当社、当社の手配代行者または、当該旅行サービスの提供者に申し出なければなりません。

## 11. 個人情報保護方針

旅行申込書にご記入いただく、氏名、年齢、生年月日、電話番号、メール・アドレス、住所、勤務先等の情報は「個人情報」に該当しますので、当社は以下に掲げる個人情報の取扱いに関する基本方針及び個人情報に関して適用される法令を遵守して、お客様に関する個人情報の適正な管理・利用と保護に万全を尽くします。

- (1) 当社は、お客様がお申込みになられた旅行サービスを手配するために必要な範囲で情報を利用いたします。また、当社は、旅行サービス提供機関に対し、お客様の氏名、パスポート番号及び現地滞在先等をあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供します。この他、将来、お客様へより良い旅行商品やサービスを提供するために、新しい旅行商品やサービス、キャンペーン情報等のご案内、アンケートや旅行参加後のご感想の提供のお願い、統計資料の作成等に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- (2) 当社は、下記の場合を除き、お客様からお預かりした個人情報を第三者に開示・提供いたしません。
  1. お客様ご本人の同意がある場合
  2. 旅行サービス提供機関や当社及び販売店の手配業務委託先に、旅行サービス手配に必要な最小限度の情報を開示・提供する場合。
  3. 法的な命令等により個人情報の開示・提供を求められた場合
  3. お客様からご提供いただけない個人情報が旅行サービス手配に必要な不可欠な情報である場合、お申込みをお断りする場合があります。
  4. 個人情報に関する詳細につきましては当社ホームページ<http://www.cfcjp.com/>にてご確認ください。

## 12. 通信契約により旅行契約を締結されるお客様と旅行条件

- (1) 当社は、当社らが提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会員（以下「会員」といいます）より、所定の伝票への会員の署名なくして旅行代金、取消料等のお支払いを受けることを条件に、お客様から電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段によるお申込を受けて旅行契約（以下「通信契約」といいます。）を締結することがあります。
- (2) 本項でいう「カード利用日」とは、お客様または当社が旅行契約に基づく旅行代金等のお支払いまたは払い戻し債務を履行すべき日をいいます。
- (3) 通信契約を締結しようとするお客様には、お申込に際し、お申込される旅行の名称、旅行開始日、旅行サービスの内容、クレジットカード番号（会員番号）その他当社指定の事項を当社にお申し出いただきます
- (4) 通信契約により旅行契約は、電話によるお申込の場合は当社がお客様からのお申込を承諾したときに成立するものとします。郵便、ファクシミリその他の通信手段によるお申込の場合、当社が旅行契約を承諾する旨の通知を発したときに成立するものとします。ただし、Eメール、ファクシミリ、テレックス等の電子承諾通知の方法で通知した場合は、当該通知がお客様に到着した時に成立するものとします。
- (5) 当社は、提携会社カードにより所定の伝票への会員の署名なくして旅行代金や取消料等のお支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は、確定した旅行サービスの内容をお客様に通知した日とします。また、契約内容の変更や契約解除等によりお客様が負担することになる費用のカード利用日は、当社が費用等の額をお客様に通知した日とします。ただし、本項6により当社が旅行契約を解除したときは、当社が定める期日及び方法により当該費用等をお支払いいただきます。
- (6) 当社は、お客様の有するクレジットカードが無効であるまたは無効になり、お客様が旅行代金・取消料等の一部または全部を提携会社のカードによって決済できないときは、旅行契約の締結をお断りまたは旅行契約を解除することがあります。

## 13. 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2010年5月1日を基準としています。また旅行代金は、2010年5月1日以降に出発する旅行に適用される運賃として予定されている航空運賃・適用規則を基準としています。

## 14. その他

- (1) お客様が出発までに実施する事項
  - ① ご旅行に要する旅券および残存有効期限・査証・再入国許可及び各種証明書の取得及び出入国手続き書類の作成等はおお客様ご自身の責任で行っていただきます。
  - ② 渡航先の衛生状況については厚生労働省「検疫感染情報」[www.forth.go.jp/](http://www.forth.go.jp/)にてご確認ください。
  - ③ 渡航先（国または地域）によっては外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合がありますので外務省「海外安全ホームページ」<http://www.pubanzen.mofa.go.jp/>にてご確認ください。
- (2) 旅行代金の返金について  
お客様のご都合による取り消しの場合、および返金が生じた場合返金に伴う取扱い手数料は、お客様のご負担とさせていただきます。又金融機関のお客様の口座への振込みとさせていただきます。予めご了承ください。
- (3) 航空会社のマイレージについて  
当社はマイレージに関しての責任は負いかねますので、会員プログラムのお問い合わせ、登録などはお客様ご自身で航空会社へご確認ください。
- (4) 航空会社の無料受託手荷物について  
航空会社や方面により無料にて預かれる手荷物の量に制限があります。制限を超えると、超過手荷物料金が必要です。
- (5) ご氏名のスペルについて  
特に航空券をお申込お客様について、お名前はパスポートの綴りと同じでお願いします。ご搭乗者氏名の訂正、大人・子供の種別、性別の修正、旅行者の交代は変更ではなく取消し扱いとなりますので、取消料の対象となりますのでご注意ください。

(6) 搭乗手続きについて

航空会社は予告なしに出発時刻、便名が変更される場合がありますので、航空会社へ便名・搭乗手続き時刻をご確認ください。サマータイム、時差には十分ご注意ください。搭乗手続きは余裕を持って行ってください。

(7) 入国について

渡航先、目的、国籍、期間などにより査証(ビザ)を求められます。無査証で入国が可能な場合でも規定以上のパスポート残存有効期限が求められます。お客様にて渡航書類に不備がないか必ずご確認ください。入国に関する決定権は渡航先の入国検査官にあります。弊社は現地の入国を保証するものではありません。

(8) 経由便のご利用について

空港・ターミナル間の移動・乗換えはお客様ご自身にて行っていただきます。乗遅れのないよう、ご注意ください。当社で手配致します接続便は最低接続時間となっておりますので、初めてのお客様や余裕をもって接続をお考えのお客様はご予約時にスタッフまでお申し付けください。

\*\*\*\*\*

株式会社シーエフシージャパン

2013年3月1日更新